

青森県報

第三百十八号

令和三年
六月七日
(月曜日)

青森県告示第四百十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

目次

告 示

○ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………
青少年・男女共同・参画課 …… 一

○ 道路の区域の変更……………
道路課 …… 一

○ 道路の供用の開始……………
同 …… 二

○ 都市計画事業計画の変更認可……………
都市計画課 …… 二

公 告

○ 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………
県民生活文化課 …… 二

○ 県営土地改良事業計画の決定……………
農村整備課 …… 三

選挙管理委員会

○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができ
ない団体……………
事務局 …… 三

監査委員

○ 監査結果(青森県環境保健センターほか百二十四箇所)……………
事務局 …… 四

告

示

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三〇九	書籍	愛欲調教 ISBN九七八一四一八六四九五 一四〇〇一六	株式会社大都社	第十二条第一 項第一号
一三〇〇		監禁婚 第四卷 ISBN九七八一四一五三七一〇 一三九五七一〇	株式会社日本文芸社	
一三一一		実話BUNKA超タブー 雑誌〇二〇二一年五月号 〇二〇二一年五月号	株式会社コアマガジン	
一三三三		五〇代からの男のグラフィック 雑誌一八三九一〇六	株式会社一水社	

青森県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年七月六日まで青森県県土整備部道路
課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面
番号
道路
種類
路線
名
変
更
の
区
間

変更
前後
別
敷
地
の
幅
員
敷
地
の
延
長
備
考

2	1
県道	県道
名川階上線	軽米名川線
三戸郡南部町大字剣吉字小沢田九の一から 三戸郡南部町大字剣吉字長治河原八の一八まで	三戸郡南部町大字剣吉字荒町六九の二から 三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下九の四まで
後	前
一六・〇〇メートルから 三八・八〇メートルまで	四三・一〇メートルから 四〇・四〇メートルまで
三九四・〇〇メートル	二二五・〇〇メートル 二一九・五〇メートル

青森県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年七月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道軽米名川線	三戸郡南部町大字剣吉字荒町六九の二から 三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下九の一七まで	令和三・六・七
県道名川階上線	三戸郡南部町大字剣吉字小沢田九の一から 三戸郡南部町大字剣吉字長治河原八の一八まで	〃

青森県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年五月三十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
板柳町
- 二 都市計画事業の種類
板柳都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成二年十一月一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
都市計画事業の変更認可（平成三十年三月二十六日青森県告示第二百四十三号）の事業地に、大字石野字春日、大字野中字亀田、字竹田、字若宮、字鶴住並びに大字小幡字柳田、字柳川を加え、大字石野字宮本、字田梅、大字辻字岸田並びに大字掛落林字宮本、大字小幡字宮本の各一部において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和三年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 F L E X

三 代表者の氏名

柳沢 ちせ

四 主たる事務所の所在地

青森県三沢市大字三沢字下久保五七の一四九

五 定款に記載された目的

この法人は、フィットネスカルチャーを通じて、北東北に暮らす人々が心身ともに健康で、地方にいなながらも様々な文化に触れ、いきいきとした社会・まちづくりに貢献することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、狄ヶ館地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月八日から同年七月五日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和三年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
石田勝弘後援会	石田 清博	石田 徳子	むつ市若生町二丁目一の四
工藤和子後援会	古川 繁則	工藤 新一	黒石市大字西馬場尻字派村一
齊藤のぞみの会	島 剛徳	齊藤 のぞみ	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一四の四
純政会	中谷 純逸	中谷 豊志逸	上北郡野辺地町字野辺地三六六
外崎弘美後援会	外崎 弘美	外崎 弘美	北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一一五の一

中谷純逸後援会	高田 光雄	中谷 豊志逸	上北郡野辺地町字野辺地三六六
山谷洋朗後援会	吹田 博史	田中 敏夫	平川市沖館比山館一七二

監 査 委 員

青森県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第四項の規定による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和三年六月七日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	寺 田 兼也
青森県監査委員	花 田 栄介

1 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。

2 監査の実施内容

- (1) 監査日
令和2年12月1日から令和3年3月26日まで
- (2) 実施内容
監査対象箇所における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項

各対象箇所の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象期間

令和元年度（前年度監査基準日翌日から令和2年5月31日まで）
令和2年度（令和2年4月1日から監査基準日まで）

(3) 対象箇所名

- ア 環境生活部
- イ 青森県環境保健センター
- ロ 健康福祉部
- ハ 青森県動物愛護センター、十和田食肉衛生検査所、田舎館食肉衛生検査所、青森県女性相談所、青森県子ども自立センターみらい、青森県障害者相談センター、青森県立あすなろ療育福祉センター、青森県立さわらび療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター
- ニ 商工労働部
 - 青森県立弘前高等技術専門学校、青森県立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門学校、青森県立障害者職業訓練校
- ヒ 農林水産部
 - 青森県病害虫防除所、青森県営農大学校
- ヘ 県土整備部
 - 青森空港管理事務所
- コ 危機管理局
 - 青森県消防学校、青森県原子力センター
- ク 観光国際戦略局
 - 青森県立美術館
- ケ 青森県教育委員会
 - 東青教育事務所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森北高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北斗高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立中央高等学校、青森県立弘前南高等学校、青森県立八戸高等学校、青森県立八戸東高等学校、青森県立八戸西高等学校、青森県立

八戸中央高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立鯉ヶ沢高等学校、青森県立五所川原高等学校、青森県立金木高等学校、青森県立板柳高等学校、青森県立中里高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立黒石高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立野辺地高等学校、青森県立七戸高等学校、青森県立百石高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立六ヶ所高等学校、青森県立三本木高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立五戸高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立田子高等学校、青森県立五所川原農林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立青森工業高等学校、青森県立弘前工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青森県立五所川原工業高等学校、青森県立十和田工業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸水産高等学校、青森県立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立八戸商業高等学校、青森県立黒石商業高等学校、青森県立三沢商業高等学校、青森県立盲学校、青森県立青森聾学校、青森県立弘前聾学校、青森県立八戸聾学校、青森県立青森第一養護学校、青森県立青森若葉養護学校、青森県立青森第二養護学校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校、青森県立浪岡養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青森県立八戸第一養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援学校、青森県立黒石養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立図書館、青森県立枕球少年自然の家、青森県総合社会教育センター、青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館、三内丸山遺跡センター

ク 青森県警察本部

青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警察署、青森県大間警察署、青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、青森県弘前警察署、青森県鯉ヶ沢警察署、青森県つがる警察署、青森県五所川原警察署、青森県板柳警察署、青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警察署、青森県十和田警察署、青森県七戸警察署、青森県三沢警察署

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項は、次のとおりである。

(1) 青森県立あすなろ療育福祉センター

工事請負費において、予定価格が適正に定められていないもの等があったので、適正な事務の執行に努めること。

(2) 青森県立美術館

ア 委託料について、契約事務の執行が不適切なものが1件あったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 財産において、建物が未登記となっているものが1件あったので、適正な事務の執行に努めること。

(3) 青森県立盲学校

委託契約について、法令で定める契約書面を作成していないものが1件あったので、適正な事務の執行に努めること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円